



山形県公報

平成18年7月25日(火)
第1761号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告示

土地改良事業の工事の完了に係る届出.....(最上総合支庁農村計画課)...1071  
 港湾計画の変更の概要.....(交通政策課)...1072  
 道路の位置の指定.....(最上総合支庁建築課)...1076  
 同.....(同)...同  
 同.....(置賜総合支庁建築課)...同  
 県証紙売りさばき人の変更.....(出納局)...1077  
 県証紙売りさばき所の変更.....(同)...同

### 教育委員会関係

#### 告示

山形県教育委員会7月定例会の招集.....同

### 公安委員会関係

#### 告示

指定講習機関の名称等変更の届出.....1078  
 運転免許取得者教育認定変更の届出.....同

### 公告

県営住宅入居者の一般公募.....(村山総合支庁建築課)...同  
 同.....(置賜総合支庁西置賜総務建築課)...1082

## 告示

山形県告示第756号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成18年7月25日

山形県知事 齋藤 弘

| 届出者の名称   | 地区名   | 事業の名称                      | 工事完了年月日    |
|----------|-------|----------------------------|------------|
| 泉田川土地改良区 | 塩野東2期 | 農地等高度利用促進事業<br>(農業用排水施設整備) | 平成17年3月31日 |

## 山形県告示第757号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3の規定に基づく酒田港港湾計画の変更の概要は、次のとおりである。

平成18年 7月25日

酒田港港湾管理者 山形県

代表者 山形県知事 齋 藤 弘

## 1 変更の概要

平成5年6月県告示第664号によりその概要を公示した酒田港港湾計画について、平成30年代前半における取扱貨物量を600万トン、船舶乗降旅客数を4万人と想定して次のとおり変更した。

## (1) 物 流

## イ 係留施設計画

## (イ) 岸壁

| 地 区 名 | 公共用又は<br>専用の別 | 水 深<br>(メートル) | バース数 | 変更の内容   |
|-------|---------------|---------------|------|---------|
| 本港地区  | 公共用           | 7.5           | 1バース | 既設の変更計画 |
| 本港地区  | 公共用           | 7.5           | 2バース | 廃止      |
| 本港地区  | 公共用           | 4.5           | 1バース | 廃止      |
| 本港地区  | 公共用           | 9.0           | 2バース | 廃止      |
| 本港地区  | 公共用           | 5.5           | 1バース | 廃止      |
| 外港地区  | 公共用           | 14.0          | 2バース | 既定計画    |
| 外港地区  | 公共用           | 12.0          | 1バース | 削除      |
| 北港地区  | 公共用           | 10.0          | 1バース | 新規計画    |
| 北港地区  | 公共用           | 10.0          | 1バース | 新規計画    |
| 北港地区  | 公共用           | 10.0          | 1バース | 削除      |
| 北港地区  | 専用            | 12.0          | 1バース | 既定計画    |
| 北港地区  | 専用            | 10.0          | 1バース | 削除      |
| 北港地区  | 専用            | 10.0          | 1バース | 削除      |

## (ロ) ドルフィン

| 地 区 名 | 公共用又は<br>専用の別 | 水 深<br>(メートル) | バース数 | 変更の内容   |
|-------|---------------|---------------|------|---------|
| 北港地区  | 公共用           | 10.0          | 1バース | 撤去      |
| 北港地区  | 専用            | 7.5           | 2バース | 既設の変更計画 |

## □ 水域施設計画

## (イ) 航路

| 地区名  | 名称   | 水深（メートル） | 幅員（メートル） | 変更の内容 |
|------|------|----------|----------|-------|
| 本港地区 | 大浜航路 | 10.0     | 160～350  | 既定計画  |

## (ロ) 泊地

| 地区名  | 水深（メートル） | 面積（ヘクタール） | 変更の内容     |
|------|----------|-----------|-----------|
| 外港地区 | 14.0     | 42        | 既定計画の変更計画 |
| 北港地区 | 10.0     | 12        | 既定計画の変更計画 |
| 北港地区 | 13.0     | 4         | 削除        |

## 八 外郭施設計画

## 防波堤

| 地区名  | 名称     | 延長（メートル） | 変更の内容     |
|------|--------|----------|-----------|
| 本港地区 | 南防波堤   | 2,050    | 既定計画      |
| 本港地区 | 北防波堤   | 200      | 撤去        |
| 外港地区 | 第二北防波堤 | 2,050    | 既定計画の変更計画 |

## 二 臨港交通施設計画

## (イ) 道路

| 名称              | 起 点             | 終 点             | 車線数 | 変更の内容     |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----|-----------|
| 臨港道路<br>酒田臨海1号線 | 北港地区<br>工業用地    | 国道7号            | 2   | 既定計画の変更計画 |
| 臨港道路<br>宮海線     | 臨港道路<br>大浜宮海線   | 臨港道路<br>酒田臨海1号線 | 2   | 既定計画の変更計画 |
| 臨港道路<br>酒田臨海2号線 | 北港地区<br>宮海埠頭用地  | 臨港道路<br>酒田臨海1号線 | 2   | 新規計画      |
| 臨港道路<br>南浜線     | 臨港道路<br>酒田臨海1号線 | 臨港道路<br>宮海北護岸線  | 2   | 既定計画の変更計画 |
| 臨港道路<br>外港埠頭線   | 高砂埠頭            | 臨港道路<br>大浜宮海線   | 4   | 既定計画      |
| 臨港道路<br>砂畑線     | 北港地区<br>工業用地    | 臨港道路<br>宮海北護岸線  | 2   | 削除        |

## (ロ) 鉄道

| 名称          | 起 点  | 終 点  | 変更の内容 |
|-------------|------|------|-------|
| 臨港鉄道酒田公共臨港線 | 大浜埠頭 | 大浜緑地 | 撤去    |

## (2) 交流・環境

イ 港湾環境整備施設計画  
緑地

| 地区名  | 面積（ヘクタール） | 変更の内容     |
|------|-----------|-----------|
| 本港地区 | 7         | 既定計画の変更計画 |
| 外港地区 | 11        | 既定計画の変更計画 |
| 北港地区 | 4         | 既定計画の変更計画 |

ロ リサイクルポートへの対応（再掲）  
岸壁

| 地区名  | 公共用又は<br>専用の別 | 水深<br>（メートル） | バース数 | 変更の内容 |
|------|---------------|--------------|------|-------|
| 北港地区 | 公共用           | 10.0         | 1バース | 新規計画  |

## (3) 安全

イ 大規模地震対策施設計画（再掲）  
岸壁

| 地区名  | 公共用又は<br>専用の別 | 水深<br>（メートル） | バース数 | 変更の内容     |
|------|---------------|--------------|------|-----------|
| 外港地区 | 公共用           | 14.0         | 1バース | 既定計画の変更計画 |

## ロ 小型船だまり計画

| 地区名           | 港湾施設（変更の内容）                                       |
|---------------|---------------------------------------------------|
| 本港地区（袖岡船だまり）  | 物揚場（既設）、埠頭用地（既定計画の変更計画）                           |
| 本港地区（入船町船だまり） | 泊地（既定計画）、埠頭用地（既定計画の変更計画）、物揚場（既定計画の変更計画）、物揚場（新規計画） |
| 本港地区（新井田川）    | 物揚場（一部撤去）                                         |
| 北港地区（北港船だまり）  | 物揚場（新規計画）、泊地（新規計画）                                |

## (4) その他

イ 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設（再掲）  
(1) 岸壁

| 地区名  | 公共用又は<br>専用の別 | 水深<br>（メートル） | バース数 | 変更の内容 |
|------|---------------|--------------|------|-------|
| 外港地区 | 公共用           | 14.0         | 1バース | 既定計画  |
| 北港地区 | 公共用           | 10.0         | 1バース | 新規計画  |

## (ロ) 防波堤

| 地区名  | 名称     | 延長（メートル） | 変更の内容     |
|------|--------|----------|-----------|
| 本港地区 | 南防波堤   | 2,050    | 既定計画      |
| 外港地区 | 第二北防波堤 | 2,050    | 既定計画の変更計画 |

□ 船舶の物資補給等への対応  
岸壁

| 地区名  | 公共用又は<br>専用の別 | 水深<br>（メートル） | 延長<br>（メートル） | 変更の内容   |
|------|---------------|--------------|--------------|---------|
| 本港地区 | 公共用           | 7.5          | 290          | 既設の変更計画 |
| 本港地区 | 公共用           | 5.5          | 556          | 既設の変更計画 |
| 本港地区 | 公共用           | 4.5          | 375          | 既設の変更計画 |

## 八 土地造成計画及び土地利用計画

## (イ) 土地利用計画

| 地区名  | 面積（ヘクタール） | 用途        |
|------|-----------|-----------|
| 本港地区 | 21        | 埠頭用地      |
|      | 26        | 港湾関連用地    |
|      | 2         | 交流厚生用地    |
|      | 85        | 工業用地      |
|      | 6         | 危険物取扱施設用地 |
|      | 17        | 交通機能用地    |
|      | 16        | 緑地        |
| 外港地区 | 16        | 埠頭用地      |
|      | 16        | 港湾関連用地    |
|      | 11        | 工業用地      |
|      | 8         | 交通機能用地    |
|      | 52        | 緑地        |
|      | 5         | 公共用地      |

|      |     |        |
|------|-----|--------|
|      | 41  | 海面処分用地 |
| 北港地区 | 30  | 埠頭用地   |
|      | 22  | 港湾関連用地 |
|      | 405 | 工業用地   |
|      | 22  | 交通機能用地 |
|      | 7   | 緑地     |

## (四) 土地造成計画

| 地 区 名 | 面 積 (ヘクタール) | 用 途    |
|-------|-------------|--------|
| 外港地区  | 37          | 海面処分用地 |

## 2 変更後の港湾計画の縦覧の場所

山形市松波二丁目 8 番 1 号 土木部交通政策課空港港湾室

## 山形県告示第758号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成18年 7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有最総建第200号
- 2 指定の場所 新庄市五日町字元宮内725 - 10
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル  
延長17.54メートル
- 4 指定年月日 平成18年 7月13日

## 山形県告示第759号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建築課及び新庄市役所において縦覧に供する。

平成18年 7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有最総建第201号
- 2 指定の場所 新庄市金沢字前野2127 - 2の一部、2137 - 3の一部、2137 - 39の一部
- 3 道路の現況 幅員11.1メートル  
延長12.91メートル
- 4 指定年月日 平成18年 7月13日

## 山形県告示第760号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成18年 7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 指定の番号 私有置総建第272号

- 2 指定の場所 南陽市三間通字円蔵西1303番 4  
 3 道路の現況 幅員 5.0メートル  
 延長35.0メートル  
 4 指定年月日 平成18年7月13日

## 山形県告示第761号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第13条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき人の名称を変更した旨の届出があった。

平成18年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 売 り さ ば き 人               |                           | 売りさばき所の所在地            | 変 更 日<br>年 月 日 |
|---------------------------|---------------------------|-----------------------|----------------|
| 変 更 前                     | 変 更 後                     |                       |                |
| 名称及び代表者氏名                 | 名称及び代表者氏名                 |                       |                |
| 株式会社置賜畜産公社<br>代表取締役 尾崎 世一 | 株式会社米沢食肉公社<br>代表取締役 尾崎 世一 | 米沢市万世町片子5379番地の<br>15 | 平成18. 7. 1     |

## 山形県告示第762号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。

平成18年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

| 売りさばき人の名称<br>及び代表者氏名              | 売 り さ ば き 所 の 所 在 地 |       | 承 認 日<br>年 月 日 |
|-----------------------------------|---------------------|-------|----------------|
|                                   | 変 更 前               | 変 更 後 |                |
| 株式会社庄交コーポレーション<br>代表取締役<br>真嶋 経一郎 | 鶴岡市日和田町20番48号       | 同 左   | 平成18. 7. 14    |
|                                   | 鶴岡市錦町2番60号          |       |                |

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第14号

山形県教育委員会7月定例会を次のとおり招集した。

平成18年7月25日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 伊 藤 晴 夫

- 1 招集の日時 平成18年7月27日(木) 午後2時  
 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
 山形県庁舎教育委員室  
 3 議 題  
 (1) 山形県立盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部における平成19年度使用教科用図書の採択について  
 (2) 教職員の人事について

公安委員会関係

## 告 示

## 山形県公安委員会告示第5号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成18年 7月25日

山形県公安委員会  
委員長 吉 田 美 智 子

- 届出をした者の氏名又は名称  
黒井産業株式会社
- 変更内容

| 変更に係る事項     | 変 更 前                   | 変 更 後         |
|-------------|-------------------------|---------------|
| 業務を行う事務所の名称 | 空 港 ド ラ イ ビ ン グ ス ク ー ル | 東 根 自 動 車 学 校 |

## 山形県公安委員会告示第6号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育を行う者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成18年 7月25日

山形県公安委員会  
委員長 吉 田 美 智 子

- 届出をした者の氏名又は名称  
黒井産業株式会社
- 変更内容

| 変更に係る事項             | 変 更 前                   | 変 更 後         |
|---------------------|-------------------------|---------------|
| 運転免許取得者教育に使用する施設の名称 | 空 港 ド ラ イ ビ ン グ ス ク ー ル | 東 根 自 動 車 学 校 |

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年 7月25日

山形県知事 齋 藤 弘



1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地                | 原 則  |          | 公 共 戸 数 | 区 分   | 家 賃                     |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷 金    | 備 考          |                                    |
|--------------|--------------------|------|----------|---------|-------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------------|------------------------------------|
|              |                    | 住宅形式 | 坪単価<br>円 |         |       | 収入が<br>12万9000円<br>以下の者 | 収入が13万0000円<br>を超え13万5000円<br>以下の方 | 収入が13万5000円<br>を超え14万0000円<br>以下の方 | 収入が14万0000円<br>を超え14万5000円<br>以下の方 | 収入が14万5000円<br>を超え15万0000円<br>以下の方 |        |              | 収入が15万0000円<br>を超え15万5000円<br>以下の方 |
| 県営錦川第二アパート5号 | 山形市錦川町三丁目17-17     | 3K   | 44.4     | 1       | 一般用   | 12,200                  | 14,900                             | 17,600                             | 19,400                             | 19,400                             | 19,400 | 3月分の家賃に相当する額 | 準身可                                |
| 同 南山形アパート4号  | 同 南松原一丁目9-1        | 同    | 39.9     | 1       | 同     | 9,900                   | 12,000                             | 14,200                             | 16,000                             | 16,000                             | 16,000 |              | 準身可                                |
| 同 五十鈴アパート2号  | 同 大野目二丁目2-45       | 同    | 51.2     | 1       | 同     | 14,800                  | 17,900                             | 21,200                             | 24,500                             | 26,400                             | 26,400 |              |                                    |
| 同 宮町アパート4号   | 同 宮町二丁目8-32        | 3DK  | 62.6     | 1       | 同     | 22,200                  | 27,000                             | 31,900                             | 36,900                             | 42,600                             | 46,700 |              |                                    |
| 同 桜町アパート1号   | 同 桜町一丁目7-39        | 同    | 62.6     | 1       | 同     | 21,800                  | 26,400                             | 31,200                             | 36,100                             | 41,700                             | 45,300 |              |                                    |
| 同 2号         | 同 7-37             | 同    | 64.2     | 1       | 同     | 22,600                  | 27,500                             | 32,500                             | 37,500                             | 43,300                             | 48,500 |              |                                    |
| 県営きたまちアパート1号 | 同 拾町三丁目2-15        | 同    | 73.1     | 1       | 同     | 28,100                  | 34,100                             | 40,300                             | 46,500                             | 53,700                             | 61,700 |              |                                    |
| 同 2号         | 同 2-12             | 2LDK | 66.5     | 1       | 同     | 25,600                  | 31,000                             | 36,700                             | 42,300                             | 48,900                             | 56,100 |              |                                    |
| 同 あたごアパート    | 同 小台川町五丁目27-15     | 3LDK | 71.9     | 1       | 同     | 28,900                  | 35,100                             | 41,500                             | 47,900                             | 55,300                             | 63,500 |              |                                    |
| 同 長清水アパート4号  | 同 長清水一丁目10-14      | 3DK  | 67.7     | 1       | 同     | 21,800                  | 26,400                             | 31,200                             | 36,000                             | 41,600                             | 47,800 |              |                                    |
| 同 栄生アパート     | 同 栄生一丁目13-13       | 3K   | 44.4     | 1       | 同     | 10,800                  | 12,700                             | 14,900                             | 14,900                             | 14,900                             | 14,900 |              | 準身可                                |
| 同 天童駅西アパート3号 | 同 天童市駅西二丁目2-31     | 3DK  | 61.0     | 1       | 同     | 18,800                  | 22,800                             | 26,900                             | 31,100                             | 35,900                             | 41,200 |              |                                    |
| 同 中原アパート2号   | 同 東山形市中山町大平黒崎881-2 | 2DK  | 53.4     | 1       | 準身可特別 | 17,600                  | 21,400                             | 25,200                             | 29,100                             | 33,700                             | 38,700 |              | 準身可                                |
| 同 南寒河江アパート2号 | 同 寒河江市大平高野西蒲109-5  | 3DK  | 62.6     | 1       | 一般用   | 17,500                  | 21,200                             | 25,100                             | 29,000                             | 33,500                             | 38,400 |              |                                    |

|   |                |                               |   |      |   |   |        |        |        |        |        |        |
|---|----------------|-------------------------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 同 | 谷田アバ           | 西村山郡河北町<br>谷田荒町東一丁<br>目4-1    | 同 | 71.1 | 1 | 同 | 21,700 | 25,900 | 31,100 | 35,900 | 41,500 | 47,600 |
| 同 | 東横中央ア<br>パート1号 | 東横市中央四丁<br>目3-2               | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 19,500 | 23,700 | 26,000 | 32,400 | 37,400 | 42,900 |
| 同 | 3号             | 同                             | 同 | 62.6 | 1 | 同 | 19,600 | 23,800 | 26,100 | 32,400 | 37,500 | 43,000 |
| 同 | 大石田ア<br>パート    | 北村山郡大石田<br>町大石田石田甲<br>823-107 | 同 | 59.4 | 1 | 同 | 14,400 | 17,500 | 20,700 | 23,900 | 27,600 | 31,700 |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成18年8月2日から同月9日まで(月曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM6:00)  
(ただし、郵送の場合は、平成18年8月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成18年10月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年7月25日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                 | 原 格  |          | 公 衆<br>戸 数 | 区 分 | 家 賃                          |                                   |                                   |                                   | 敷 金    | 備 考    |                                   |
|----------------|---------------------|------|----------|------------|-----|------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|--------|--------|-----------------------------------|
|                |                     | 住宅形式 | 坪単価<br>円 |            |     | 収入が<br>127,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が130,000円<br>を超え135,000円<br>以下円 | 収入が135,000円<br>を超え140,000円<br>以下円 | 収入が140,000円<br>を超え145,000円<br>以下円 |        |        | 収入が145,000円<br>を超え150,000円<br>以下円 |
| 県営小国アパ-<br>ト1号 | 西郷郡小国町<br>大平兵庫3-1-9 | 3DK  | 58.0     | 2          | 一般用 | 12,500                       | 15,200                            | 18,000                            | 20,700                            | 24,000 | 27,500 | 3月分<br>の敷賃<br>に相当<br>する額          |
| 同 2号           | 同 3-2               | 同    | 59.4     | 2          | 同   | 13,400                       | 16,300                            | 19,300                            | 22,300                            | 25,700 | 29,600 |                                   |
| 同 緑豊アパ-<br>ト   | 同 飯豊町<br>大平兵庫3-1-3  | 同    | 59.4     | 1          | 同   | 14,600                       | 17,700                            | 20,900                            | 24,200                            | 27,900 | 32,100 |                                   |

(注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
  - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
  - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成18年8月1日から同月8日まで(土、日曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成18年8月8日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 西置賜事務所  
(長井市高野町二丁目3番1号)

## 5 入居の時期 平成18年9月中旬